

別表第 1

課
教育政策課
総務広報課
福利厚生課
高校教育課
義務教育課
学校人事課
社会教育課
人権同和教育課
文化課
体育保健課
施設課

(熊本県立教育センター規則の一部改正)

第 2 条 熊本県立教育センター規則（昭和 46 年熊本県教育委員会規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中第 11 号を第 12 号とし、第 5 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) あらかじめ教育政策課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の任免に関する事。

(熊本県立青年の家管理規則の一部改正)

第 3 条 熊本県立青年の家管理規則（昭和 47 年熊本県教育委員会規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 10 号を第 11 号とし、第 5 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) あらかじめ教育政策課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の任免に関する事。

(熊本県立少年自然の家管理規則の一部改正)

第 4 条 熊本県立少年自然の家管理規則（昭和 49 年熊本県教育委員会規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 11 号を第 12 号とし、第 5 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) あらかじめ教育政策課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の任免に関する事。

(熊本県立美術館組織規則の一部改正)

第 5 条 熊本県立美術館組織規則（昭和 50 年熊本県教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中第 10 号を第 11 号とし、第 5 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) あらかじめ教育政策課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の任免に関する事。

(熊本県立装飾古墳館条例施行規則の一部改正)

第 6 条 熊本県立装飾古墳館条例施行規則（平成 3 年熊本県教育委員会規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 11 号を第 12 号とし、第 6 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) あらかじめ教育政策課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の任免に関する事。

(熊本県立青少年の家条例施行規則の一部改正)

第 7 条 熊本県立青少年の家条例施行規則（平成 10 年熊本県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 12 号を第 13 号とし、第 7 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) あらかじめ教育政策課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の任免に関する事。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第 2 号

熊本県企業局荒瀬ダム対策室設置規程を次のように定める。

平成 15 年 3 月 31 日

熊本県公営企業管理者 佐藤 博 治

熊本県企業局荒瀬ダム対策室設置規程